



■ 消防用設備等設置基準早見表（大阪市火災予防条例を含む）

（監修：大阪市消防局 編集・発行：一般社団法人大阪市防火管理協会）

- ・ 消防法令及び大阪市火災予防条例による消防用設備等の設置基準（平成2年3月1日現在）の早見表です。
- ・ 消防法施行令別表第1の用途別に、防火対象物の規模（階数、床面積等）で設置の必要な消防用設備等を、消火設備、警報設備、避難設備など各設備別に読み取りやすく示しています。
- ・ 令和2年3月1日発行、A4版、10p、

防火対象物の種別 (全容表裏) 種別名 特定防火対象物		防火管理者及び消防用設備等の 種別設置基準		防火管理者	種別
		防火管理者	種別	全層1層の2 互換性	全層 1層 2層 3層以上
(1) 種	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	30	全部	全部	当該種別の防火管理者が五十平方メートル以上のもの
	ロ 公会堂又は集会場		150㎡以上		
	ハ 本館の二階、三階、四階又は五階以上の階に設置するもの		全部		
(2) 種	イ 百貨店、百貨店等		全部		
	ロ 百貨店、百貨店等以外の百貨店等		全部		
	ハ 百貨店、百貨店等以外の百貨店等		全部		
(3) 種	イ 特等、料簡店その他これらに類するもの		全部		
	ロ 飲食店		全部		
(4) 種	百貨店、ワークスペースその他の物品販売業を営む店舗又は展示場		全部		
(5) 種	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの		50	全部	
	ロ 遊技場、下宿又は共同住宅		50	全部	
(6) 種	イ 11 高層ビル等 12 高層ビル等以外の高層ビル等 13 高層ビル等以外の高層ビル等 14 高層ビル等以外の高層ビル等 15 高層ビル等以外の高層ビル等 16 高層ビル等以外の高層ビル等 17 高層ビル等以外の高層ビル等		30	全部	
	ロ 11 高層ビル等 12 高層ビル等以外の高層ビル等 13 高層ビル等以外の高層ビル等 14 高層ビル等以外の高層ビル等 15 高層ビル等以外の高層ビル等 16 高層ビル等以外の高層ビル等 17 高層ビル等以外の高層ビル等		10	全部	
	ハ 11 高層ビル等 12 高層ビル等以外の高層ビル等 13 高層ビル等以外の高層ビル等 14 高層ビル等以外の高層ビル等 15 高層ビル等以外の高層ビル等 16 高層ビル等以外の高層ビル等 17 高層ビル等以外の高層ビル等		30	150㎡以上	
(7) 種	イ 百貨店、百貨店等		50	300㎡以上	
	ロ 百貨店、百貨店等以外の百貨店等		50	300㎡以上	
(8) 種	イ 公会堂等のうち、高層部、高層部以外の階に設置するもの		30	150㎡以上	
	ロ 高層部以外の階に設置するもの	30	150㎡以上		
(9) 種	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場その他これらに類するもの	50	300㎡以上		
	ロ 飲食店、飲食店等	50	300㎡以上		
(10) 種	イ 工場又は作業場	50	150㎡以上		
	ロ 機械工場又は加工工場	50	150㎡以上		
(11) 種	イ 自動車工場又は自動車販売店	50	150㎡以上		
	ロ 飛行機又は航空機整備の修繕庫	50	300㎡以上		
(12) 種	イ 遊技場、遊技場等	50	300㎡以上		
	ロ 遊技場、遊技場等	50	300㎡以上		
(13) 種	イ 特定防火対象物に存在する総合用途防火対象物	50	300㎡以上		
	ロ 同一階層の総合用途防火対象物以外の総合用途防火対象物	50	300㎡以上		
(14) 種	イ 地下部	50	300㎡以上		
	ロ 地下部	50	300㎡以上		
(15) 種	イ 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物	50	300㎡以上		
	ロ 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物	50	300㎡以上		

(用途別の防火管理者選任、消火器設置基準 (抜粋))

各種届出一覧表		
届出等書類 種別	消防用設備等(特例承認・除外)届出書	消防用設備等(特例消防用設備等)点検結果報告書
■ 内容	特例承認 特例を適用することにより消防用設備等の設置に關して緩和を受けるときに關し届出するもの 除外 一定の措置を講ずることにより消防用設備等の設置を除外するときに關し届出するもの	消防用設備等又は特例消防用設備等の点検を実施し、その結果を報告するときに届出するもの
■ 標識法令	特例承認 令第32条若しくは条例第47条の規定による特例基準 除外 各消防用設備等に関する法令の特例規定	法第17条の3の3
■ 届出者	特例承認 消防用設備等の設置に關する特例の適用を願ひ届出する者 除外 消防用設備等の設置に關する除外を願ひ届出する者	防火対象物の関係者 (所有者、占有者、管理者)
■ 届出時期	消防同意後、速やかに	点検後おおむね15日以内 ・特定防火対象物 1年に1回 ・非特定防火対象物 3年に1回
■ 届出先	特例承認 大阪市消防局長 除外 大阪市消防局長又は防火対象物の所在地を管轄する消防署長	防火対象物の所在地を管轄する消防署長

(各種届出一覧表 (抜粋))

【価格】 500円(税込) [会員の方は、特別価格で販売いたします]

【お問い合わせ・ご購入申込み】

■ 〒544-0021

大阪市生野区勝山南4丁目7-11 一般社団法人 大阪市防火管理協会

TEL:06-6741-2130 FAX:06-6712-2130 (番号をお間違いないようお願いいたします)

E-mail info@sonae.or.jp

ご購入は、電話、ファックス又は電子メールでお申込みください。

◀ HOMEへ戻る

図書一覧へ戻る